

福岡県社会福祉審議会 会議録

- 1 開催日時 平成27年7月30日(木) 10:00~11:30
- 2 開催場所 福岡県吉塚合同庁舎特6会議室
- 3 出席委員 安部委員、泉委員、井上委員、大石委員、大城委員、小方委員、川端委員、川原委員、新開委員、杉原委員、高瀬委員、田中委員、田原委員、津田委員、中島俊介委員、野島委員、花田委員、半田委員、松浦委員、松崎委員、松永委員、三根委員、横山委員、吉田委員
(24名)
- 4 欠席委員 岩元委員、香月委員、添島委員、永井委員、中芝委員、中島康晴委員、永原委員、長安委員、西村委員、松尾委員、間普委員(11名)
- 5 議題 審議事項
(1) 平成28年度社会福祉施設等の整備方針について
(2) 専門分科会の決議を審議会の決議とする件について

6 議事の概要

司会	<p>(開会)</p> <p>(委員の紹介) 改選後、初めての委員会でありますので、私の方から、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。座席の順にご紹介いたします。 (略)</p> <p>(福岡県あいさつ) それでは、福岡県福祉労働部長の高橋からごあいさつ申し上げます。</p>
高橋部長	【あいさつ】
司会	<p>(事務局職員の紹介) 続きまして、本日の会議に事務局として出席しております職員を紹介いたします。 (略)</p> <p>(審議会開始) それでは、ただ今から、福岡県社会福祉審議会を始めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、審議会の定足数についてご報告申し上げます。 福岡県社会福祉審議会の委員総数は、35名でございますが、本日は、24名のご出席をいただき、委員定数35名の過半数に達しておりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。 また、本日の会議は、平成19年5月21日に本審議会で決定されました「福岡県社会福祉審議会運営要領」に基づき、会議は公開することといたしております。</p>

司会	<p>続きまして、お手元に配付しております会議資料につきまして、ご確認をお願いいたします。本日は、次第及び本審議会委員名簿、配席表を一綴りにしたものと、また、審議事項の資料1から資料5と参考資料がございます。（以下、資料説明。）</p> <p>(委員長、副委員長の選出) 本日の審議会は、新たな委員による初めての審議会でございますので、社会福祉法第10条及び福岡県社会福祉審議会規則第3条第1項の規定に基づきまして、委員の互選により、委員長及び副委員長を選出いただく必要がございます。 委員長、副委員長の選出について、審議をお願いします。 委員長、副委員長について、皆様、何かご意見はございませんでしょうか。</p>
各委員	(意見なし)
司会	特にご意見がないようですので、事務局から提案させていただいてもよろしいでしょうか。
各委員	（「異議なし」との声あり）
司会	<p>事務局としましては、委員長は、引き続き、西南女学院大学教授の杉原委員にお願いしたいと考えております。</p> <p>また、副委員長については、前任の佐藤副委員長が福岡県医師会からの選出であったことから、後任につきましても福岡県医師会理事である香月委員にお願いしたいと考えております。香月委員は、本日、ご欠席でありますので、事務局から後日、了解を得るということでしたしたいと思います。皆様いかがでしょうか。</p>
各委員	（「異議なし」との声あり）
司会	<p>ご異議がないようですので、そのように決定いたします。 それでは、杉原委員長は、委員長席へご移動をお願いします。</p> <p>(委員長あいさつ) それでは、杉原委員長にごあいさつをお願いいたします。</p>
杉原委員長	【あいさつ】
司会	本審議会の議長につきましては、本審議会規則第6条第1項の規定により、委員長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は杉原委員長にお願いします。
杉原委員長	<p>(各専門分科会委員の指名) 本日は改選後の初めての会議でございますので、審議に先立ちまして、各専門分科会及び審査部会の委員を決めたいと思います。 ここで、専門分科会及び審査部会の委員一覧表を配付いたします。</p>

事務局	～全委員に「福岡県社会福祉審議会専門分科会委員名簿（案）」を配付～
杉原委員長	<p>ご覧のとおり、本審議会には、民生委員審査専門分科会、障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会の4つの専門分科会と4つの部会が設置されております。そのうち4つの専門分科会と部会のうち障害者福祉専門分科会審査部会の委員は、社会福祉法施行令第3条第1項及び福岡県社会福祉審議会規則第7条第2項に基づき、委員長が指名することとなっております。</p> <p>それぞれの専門分科会の委員はご覧のとおりとしております。</p> <p>今回再任されました委員の方々には、引き続き同じ専門分科会を、また、新任の委員の方々には、前任の方が担当されておられました専門分科会を担当していただくことを基本に考えております。特にご意見はございませんでしょうか。</p>
各委員	（「異議なし」との声あり）
杉原委員長	<p>それでは、このとおり、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、障害者福祉専門分科会審査部会の委員には、福岡県社会福祉審議会規則第4条の規定に基づき、専門性を考慮し、医師が臨時委員に任命されています。</p> <p>また、児童福祉専門分科会の施設入所児童権利擁護部会、児童虐待事例等検証部会及び有害図書類等の指定に関する部会の委員は、福岡県社会福祉審議会規則第9条第2項の規定に基づき、児童福祉専門分科会において分科会長から指名されることとなっておりますので、ご了承ください。</p>
杉原委員長	<p>（審議事項）</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>お手元資料の「次第」に沿って進めてまいります。</p> <p>まず、審議事項のア「平成28年度社会福祉施設等の整備方針について」です。</p> <p>本件につきましては、婦人保護施設関連分、高齢者福祉関連分、児童福祉関連分、障害者・障害児福祉関連分がございますので、順に、事務局から説明をお願いします。</p> <p>委員の皆様からのご質問、ご意見は、障害者・障害児福祉関連分まで説明を受けた後に、一括してお受けしたいと思います。</p> <p>それでは事務局よろしく願いします。</p>
事務局	<p>【婦人保護施設関連分について、資料No. 1に基づき説明】</p> <p>【高齢者福祉関連分について、資料No. 2に基づき説明】</p> <p>【児童福祉関連分について、資料No. 3に基づき説明】</p> <p>【障害者・障害児福祉関連分について、資料No. 4に基づき説明】</p>
杉原委員長	ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございませんでしょうか。
松浦委員	<p>まず、婦人保護施設関連の整備方針に関してですが、婦人寮について、今後も入所需要が増加することは考えられないという方向・考えで、既存の1施設で対応可能という方針が出されていますけれども、現在、DV被害者と行き場のない女性を保護し、自立に向けた支援を行うという必要性というのは、DV被害が統計的にも、かなり警察への相談数、それからDV被害相談に対する相談数をみても、増加している現状がございます。</p> <p>また、そういう場合に、子どもを育てている女性の場合には、母子寮等が受け皿になっているという側面もございますけれども、そうではないシングル女性、年齢的に高齢であったり、それから体調などが十分でなく、仕事に就くことが難しい女性で被害を受けている女性などが、いざ避難しようというときに、なかなか当座の自立支援、そういう期間を過ごす</p>

	<p>施設がないという実情もございます。</p> <p>今回、ご説明いただいているように、2つの施設はかなり老朽化しているということがありますので、なかなかそこで生活しにくい、ニーズに合っていないという側面が今まであったので、入所者数がなかなか多くなかったということがあるのだと思いますけれども、具体的な支援を要する方のニーズに合った施設を整備し、きちんと運営をしていくのであれば、必ずこの需要というのは、大幅に、100（定員）では足りないということになるのが実感です。</p> <p>現時点においては、このような整備方針であることを承りましたけれども、ぜひ、そういう実情を踏まえた入所需要の把握について、再度の検討をいただきたいと思います。</p> <p>その点について、例えば今、西日本新聞にも毎週連載されていますけれども、未成年で年長の女の子が、親との色んな関係から家庭に落ち着くことができず、いわば、夜の街を徘徊するような状況で、性風俗産業に飛び込まれるような状況もあるということについて、貴重な連載が載っています。</p> <p>年長の女子の保護というか、それはまさに売春防止法とも関連する問題だと思えますし、児童福祉の分野とも関連するとも思いますが、それについては婦人保護施設での対応が必要になるので、こうしたことも含めて、ニーズについて、きちんと把握をして施設整備に努めるということをご検討いただきたいと、そういう方向で行くべきではないかと考えております。</p> <p>それから、もう一点については、児童福祉施設の関連分野についてですけれども、先ほどのご報告の中にもありましたように、県立の情緒障害児短期治療施設について、昨年、廃止され、民間に移譲されるという方針を児童福祉専門分科会でも承りました。これについて、社会福祉審議会の審議事項ではなく、行政改革審議会の審議事項であるということで、県立施設が廃止されるに当たって、社会福祉審議会では審議されないという事態で、私はそれには非常に驚きました。施設整備については、新設のみならず、やはりそういう廃止だとか、運営主体の交替など、重要な点については、やはり社会福祉に関係する重要な問題であり、社会福祉審議会の審議事項とする必要があるのではないかと考えております。</p> <p>そうした点を鑑みますと、各分野において、福祉施設の整備について、積極的な整備方針が提案されていて、すばらしいなと思っておりますけれども、そういう運営の重要なポイントなどについても、ぜひ社会福祉の問題で大きな影響がある問題ということで、各分野においても、きちんと本審議会でも審議をしていくべきではないかというように感じました。新しく審議会の構成員が変わるということで、意見を申し上げておきたいと考えております。</p>
<p>杉原委員長</p>	<p>婦人保護施設の問題、それから情緒障害児短期治療施設の問題につきまして、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、婦人保護施設についてお答えいたします。委員がおっしゃいますようにDV被害者の一時保護件数というものが非常に増えております。それにつきましては、婦人保護施設とは別に、一時保護施設が民間委託を含めて10箇所ございまして、そこでしっかりと対応していきたいと考えております。</p> <p>もう一つでございますが、基本的な考え方としましては、入所者の動向ということもございまして、現時点では、今の動向からすると50名定員ということで考えておりますが、今回、移築・移転をするに当たりまして、委員、ご指摘のとおり、ただ移築をするということだけではなく、例えば、個室化ですとか、機能の向上を図る予定としておりますので、状況を見ながら入所者の動向を踏まえながら今後の検討を考えております。</p>

事務局	<p>情緒障害児短期治療施設の問題ですけれども、昨年度の児童福祉専門分科会において、県立の施設を民間に移譲するという県の方針をご報告させていただきました。その際に、委員から指摘をちょうだいしたところでございます。ご指摘の内容については、きちんと受け止めまして、今後の審議会のご相談については、しっかりと考えて対応していきたいと考えております。</p>
杉原委員長	<p>よろしいですか。</p>
安部委員	<p>同じく婦人保護施設のことで質問ですけれども、本審議会で話をしています整備方針は施設の箇所数のことだけなのかという気がしていて、最後の説明の中で個室化などの施設の充実を図るなど、私も、元児童相談所の職員なんで、婦人保護施設、ちょっと関連があったぐらいで、実際に中身は知らないんですが、例えば共同生活、個室じゃなくて二人部屋なり三人部屋の中で生活をされているということで、とても評判が悪い。今は、そういった中で保護というのは、時代遅れではないかということで、施設の中身の充実も図ることについて審議するということになるかと、どこで審議をするのですか。</p>
事務局	<p>それにつきましては、今回、この整備方針、大きな整備方針について、ご承認いただいた後、（児童福祉）専門分科会で基本計画をご説明するようにしております。</p>
杉原委員長	<p>他にご意見ございませんでしょうか。</p>
高瀬委員	<p>2点ございまして、婦人保護施設について、私も一言、意見を述べさせていただきたいと思います。かなり老朽化していて、管理もかなり厳しく、いろんな意味での改善が必要なのかなど、法律自体も売春防止法に基づいて設置されているということもあまして、様々な努力をされていると思うんですが、施設が良くなることはいいんですが、廃止になるということは今、知りまして、先ほど、松浦委員からもご指摘がありましてけれども、県もDVについての相談を24時間体制にしたということもありますし、この分野については、むしろその受け皿も含めて強化をする必要があるのではないかと考えております。</p> <p>先日ですね、筑豊地区の施設に入所されている方が、私どもの相談所に来られたという経緯がありました。いろいろな困難を抱えておられる方が、入所されていると思いますけれども、そういった困難も含めての支援体制が必要であって、本当に職員の皆さん苦労されていると思いますが、そこも含めた施設も体制も充実させていただきたいかと、県内全体で50名（定員）ということで、足りるのかということはずいぶん、本当に切実に思いますので、これについては、検証をですね、ぜひお願いしたいと思います。</p> <p>それから質問ですけれども、高齢者福祉の関連で、特別養護老人ホームの整備計画も出ていますが、特別養護老人ホームについては、待機者が多いということで、様々取り上げられているかと思えます。現在の特別養護老人ホームの県内の待機者の数がわかれば教えていただきたいと思えます。それから、整備計画については、予算がどれぐらい、ついているのかということについてもお伺いしたいと思えます。</p>
事務局	<p>今のDV防止に対する保護支援につきましては、県の計画として、第2次計画でございますが、DV防止計画というものがございます。その中に保護施設等の充実の中に、例えば職</p>

	<p>員の研修、お子さんを連れて入所される方々への心理ケアですとかの充実などが項目として挙がっていますし、今、第3次計画を策定しているところでございますので、いわゆる施設の機能だけではなく、体制につきましては、その中で検討させていただきたいと思っております。定員に関しましては、あくまでも入所者の動向をみながらということで、現時点では、50名程度と考えております。</p>
事務局	<p>特別養護老人ホームに入所を申し込まれている方の状況について、説明させていただきたいと思っております。一般的に入所待機者という表現が使われていますが、特別養護老人ホームの場合は、お一人お一人がそれぞれの施設に申し込みをされるということで、行政が措置をする時代ではありませんので、複数の施設に申し込まれる、将来の入所を期待して予約的な申し込みをされている方もいらっしゃると思います、一概に数字を捉えにくいところがございます。そういったこともありまして、県では計画を策定する前年度に入所申込をされた方の実態がどうなっているのかということ、3年に1度でございますが、調査をしているところがあります。今回の計画を策定するに当たりまして、平成25年10月時点、現在からは、1年以上前の話になりますけれども、調査を行いまして、その段階で、複数申し込まれている方がある程度機械的に名寄せをしたり、職員のみで見たりしながら、大方、具体的に申し込まれている方の実数が、福岡県内で、政令市・中核市を含めて、18,255名ということでございます。その中でも既にもう他の施設に入られている方、介護老人保健施設であるとか、有料老人ホームであるとか、いろんな施設に入られている方も含んだ数字でございます。在宅、いわゆる自宅にいらっしゃる方が、6,115名というような状況でございます。さらにこの中で、どうしても入所が必要な方は要介護3ということで、実際、今回の制度改正の中でも、特別養護老人ホームの入所条件は原則として要介護3以上ということになりました。要介護3以上で、在宅にいらっしゃる方が、3,180人という状況でございます。この3,180人分をそのまま整備していくことになるわけではございませんけれども、入所を申し込まれている方の状況、それから、それぞれの市町村が、いわゆる保険者がこの3年間で必要だという数字を見越したところで、先ほど説明しましたけれども特別養護老人ホームの整備を県全体で2,105床進めていくことになったところでございます。この2,105床以外に、地域密着型、その市町村の住民だけが利用する、いわゆる保険者の区域の住民だけが利用するものが、さらに約500床ございまして、合わせますと約2,600床を今回、整備することになります。申し込まれている方が、3,180人、そして今回整備するのが約2,600床ということでございますけれども、実はこの調査をした平成25年10月の段階で、既に特養の整備に着手して、前の計画で着手したのが1,500床ぐらいありましたので、それからすると少なくとも1,500床と2,600床を合わせれば、約4,000床ぐらいにはなりますので、数字上の話ではございますけれども、必要性の高い方の入所を吸収できるぐらいの状況にはなっていると考えています。</p> <p>予算でございますけれども、整備年度が毎年度、毎年度変わってきますので、一概には言えませんが、ちなみに平成26年度の予算実績で、約24億5千万円となっているところがあります。平成27年度の予算で、1ベッド当たり350万円となっております。これは、県だけのものであり、政令市・中核市については、それぞれの市において計上するというようになります。</p>
杉原委員長	他にございませんか。
大石委員	<p>先ほどからDVに関しまして、松浦委員から、いろいろご質問がっておりますが、私が質問したいのは、ご婦人へのDVは非常に、いろいろな支援があつたりしますが、13歳以下のいわゆる児童、障害を抱えた子どもたちへのDV、そういうものがですね、資料を見て</p>

	<p>みましたら、資料NO. 4の障害者・障害児の関連の中の2ページの(2)①に記載されていますけれども、DVということに関してほとんど出てこない。DVに関しては、ご婦人の方の資料にしかない。現実ですね、PTSDですとか障害を持っている子どもたちのDVに関する施設といますか、非常に脆弱ではないかと思えます。DVに関してはですね、結局、児童相談所と連携をしているケースが見受けられるわけですね。この資料には、はっきり出ていませんので、今後そのような問題を県のどの部署でどのような形で取り上げていくのか、質問したいと思います。</p>
杉原委員長	<p>障害児に対する暴力について、どこが所管するかということで、事務局よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>障害者福祉課でございます。ご指摘のありました障害児に対するDVということで、いわゆる入所施設や通所施設において、利用児に対する暴行と申しますか、そういった事象が存在していると、ご指摘を受けたと認識しております。</p> <p>施設内の運営ですとか、実際、そういった暴行が起きないように、県で防止の措置を行うということにつきましては、障害者福祉課の方で、施設に関する運営を所管しておりますので、改善に向けて様々な研修ですとか、意識を高めることが必要であると考えております。</p> <p>施設以外の子どもたち、在宅におけるDVにつきましては、先ほど、委員、ご指摘のように児童相談所等に対応しております。障害者福祉課と児童相談所で、施設とも連携しまして、対応するように現在行っているところでございます。特に施設内におけるものに対しましては、そういった連携を重視しながら、施設を運営する職員やDVに対する意識を高めていくことが、遠回りのように見えて、一番ではないかと考えているところであります。</p>
杉原委員長	<p>他にございませんか。</p>
松永委員	<p>一昨年度、施設での暴力事件の例はありましたか。あったら、指導に行かれたと思えますから、どこどこでしたか。教えてください。</p>
事務局	<p>一昨年、確かにございました。小郡のリプロという施設でございまして、そちらに立ち入って、暴力事件に対する調査を行っており、施設運営自体について調査をいたしました。</p>
松永委員	<p>もう1件いいですか。電車なんかに乗る時に、内部障害者の方、この方がしゃがんでいる、けれども誰も座席を譲らないんですね。だから、そういう内部障害者、普通に見たら、健常者と一緒です。県の方に対応策を考えていただきたいと思えます。</p> <p>実際、まごころ駐車場ですね、私も利用しておりますけど、本当に役立っています。だから、そういうものを県で考えてもらいたいと思えます。私の参考ですけども、タブレットみたいなものを活用していただきたいと思っています。</p>
事務局	<p>ご指摘のような公共の場ではっきり見えない障害の方、どのように自分の障害を周りの方に理解していただけるかということで、いろいろとご意見をいただいているところでございますので、タブレットなどの利用も含めて十分検討させていただきたいと考えております。</p>

杉原委員長	<p>それでは、審議事項ア「平成28年度社会福祉施設等の整備方針について」は了承することとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
杉原委員長	<p>事務局には、ただ今、各委員から出されたご意見の趣旨を踏まえて、法人設立及び施設整備の事務に当たっていただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、審議事項のイ「専門分科会の決議を審議会の決議とする件について」を審議します。本件につきましては、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に基づく都道府県計画に係る事項」、「児童福祉施設(保育所)の設置認可に係る事項」及び「子どもの貧困対策の推進計画に係る事項」がございますので、順に、事務局から説明をお願いします。</p> <p>委員の皆様からのご質問、ご意見は、事務局の説明を受けた後に、一括してお受けいたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に基づく都道府県計画に係る事項、資料No. 5に基づき説明】</p> <p>【児童福祉施設(保育所)の設置認可に係る事項、資料No. 5に基づき説明】</p> <p>【子どもの貧困対策の推進計画に係る事項、資料No. 5に基づき説明】</p>
杉原委員長	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。</p>
各委員	<p>(意見なし)</p>
杉原委員長	<p>特にご意見がないようですので、了承することとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
杉原委員長	<p>それでは、「その他」の事項として、委員の皆様から、何かございますか。</p>
各委員	<p>(意見なし)</p>
杉原委員長	<p>何もございませんようでしたら、以上をもちまして、本日の議事については終了いたします。</p> <p>最後に、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
司会	<p>今後の会議の予定について、ご案内いたします。</p> <p>(略)</p> <p>事務連絡は以上です。</p>
杉原委員長	<p>これをもって、会議を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。</p>